

令和7年3月5日 入札公告  
令和7年4月16日 入札及び開札

## 閲 覧 図 書

事 業 名 : 釜ヶ峰山国有林保護林整備・保全対策事業

事 業 場 所 : 広島県庄原市 釜ヶ峰山国有林

事 業 量 : カシナガ防除シート設置 18 本  
カシナガ防除シート撤去 5 本

1. 保護林整備・保全対策事業請負契約書(案)
2. 可分事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 請負事業事故報告書様式
6. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

保護林整備・保全対策事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 釜ヶ峰山国有林保護林整備・保全対策事業
- 2 事業場所 広島県庄原市 釜ヶ峰山国有林
- 3 事業量 別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和7年5月30日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の作業期間は別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( ) の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条第1項は別紙「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 使用材料は書面により報告し、承認を受けた後に材料購入を行うこと。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (5) その他特記事項は別紙2のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月5日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 広島県三次市十日市中2丁目5-19

氏 名 分任支出負担行為担当官  
広島北部森林管理署長 児玉 望 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 別紙 1

### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等  
平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄  
の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道  
府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の  
靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ  
契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

## 可分事業内訳書

作業種	森林事務所	作業期間	国有林	林小班	記番	林齢	数量	摘要
カシナガ防除シート設置	三次	自 契約締結日の翌日 至 令和7年5月30日	釜ヶ峰山	23は	1		18本	
カシナガ防除シート設置合計							18本	
カシナガ防除シート撤去	三次	自 契約締結日の翌日 至 令和7年5月30日	釜ヶ峰山	23は	1		5本	
カシナガ防除シート撤去合計							5本	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施にあたっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、対象木をテープによって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（カシナガ防除シート・ビニールテープ）の使用にあたっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

(監督職員)

(官職氏名)

殿

請負者 住 所

会社名等

現場代理人

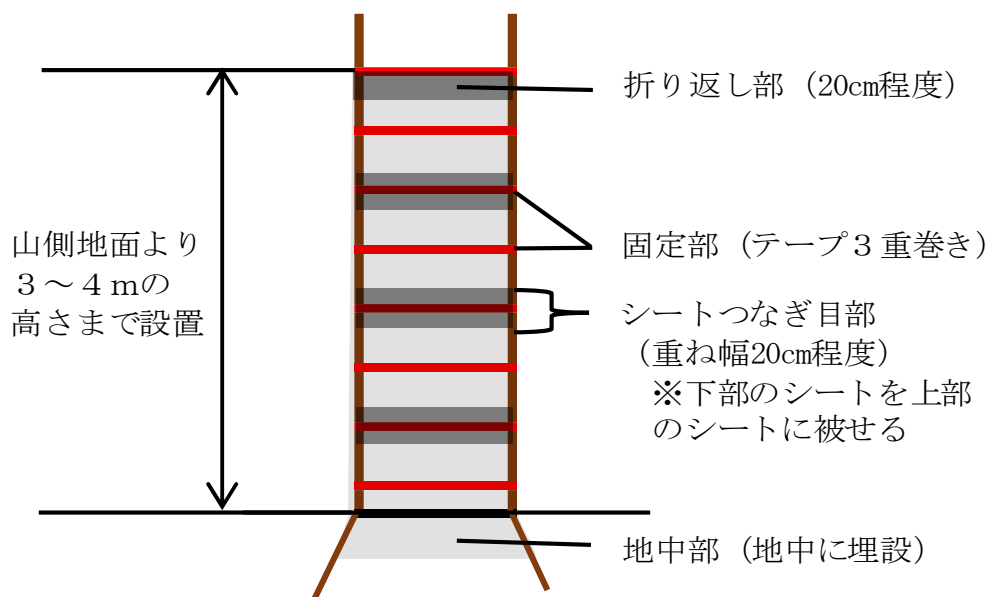
事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 ( 曜日)			時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先						経験 年数	
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災 場所	
今後の対策								
所見・状況								



## カシナガ防除シート設置仕様書

- 1 設置を実施する対象木については、ピンクテープ・白テープ・黄色テープ計3重巻にて現地に表示している。  
なお、胸高直径等は、「カシナガ防除シート設置内訳書」のとおり。
- 2 カシノナガキクイムシが外へ脱出することを防止するため、資材と樹幹の間にゆとりを持たせて防除シートを設置すること。
- 3 防除シートを設置する高さは、山側地面より3～4mの高さまで設置すること。  
なお、設置の際は内側から固定した上下の部分を食べ破られることのないよう、上下を折り返して2枚重ねにするなど、カシノナガキクイムシの入り口・逃げ口を作らないように上部や根元はしっかりと固定すること。
- 4 上部はビニールテープでしっかりと固定すること。  
つなぎ目部分は隙間ができないように固定し、その他の箇所についても必要に応じて固定すること。
- 5 カシノナガキクイムシの地面からの這い上がり対策として、上下シートのつなぎ目は下部のシートを上部のシートに覆い被せるようにして設置すること。
- 6 対象木の周囲の灌木等を刈り払い、根元の土を掘り、防除シートの裾を地面に埋め、地面を踏み固めしっかりと固定すること。
- 7 その他必要事項については、監督職員の指示によること。

### 設置イメージ（高さ4m、シート幅1.5mの場合）



## カシナガ防除シート設置内訳書

1 対象木の胸高直径は下表のとおり。

個体識別番号	胸高直径 (cm)	摘 要
黄55	78	設置のみ
黄57	62	設置のみ
黄69	64	既設撤去及び設置
黄110	66	設置のみ
黄114	58	設置のみ
黄119	74	設置のみ
黄129	80	既設撤去及び設置
黄130	72	既設撤去及び設置
黄139	52	設置のみ
白77	50	設置のみ
白85	54	設置のみ
白89	66	設置のみ
桃118	42	設置のみ
桃120	48	設置のみ
桃122	38	設置のみ
桃129	48	設置のみ
桃139	46	設置のみ
桃143	48	設置のみ
計	18本	

## カシナガ防除シート撤去仕様書

- 1 撤去を実施する対象木については現地にピンクテープ・白テープ・黄色テープ計3重巻で表示している。
- 2 除去した防除シートおよびビニールテープについては、全て回収すること。  
なお、回収した残材については、発注者で処分するため、監督職員と回収方法等を協議すること。
- 3 その他必要事項については、監督職員の指示によること。

## カシナガ防除シート撤去内訳書

- 1 撤去内訳については、下表のとおり。

個体識別番号	胸高直径 (cm)	摘 要
黄69	64	既設撤去及び新設
黄72	60	撤去のみ
黄129	80	既設撤去及び新設
黄130	72	既設撤去及び新設
黄137	60	撤去のみ
計	5本	

## 資材購入仕様書

### 1 防除シート

材質：ポリエチレン、目合：0.60mm、幅：1.5m以下  
長さ：180m（幅1.5mで算出した延長）と同等品のもの

### 2 ビニールテープ

材質：塩化ビニル、テープ厚：0.2mm以上、テープ幅：19mm以上、  
長さ：800m（固定部を3重巻きで算出した延長）と同等品のもの

※ 上記1・2の長さについては、防除シートの幅によって長さが異なることから、設置イメージを参考に山側地面より4mの高さまで設置できる長さの資材を購入すること。

### 3 資材は監督職員の確認を受けてから使用すること。

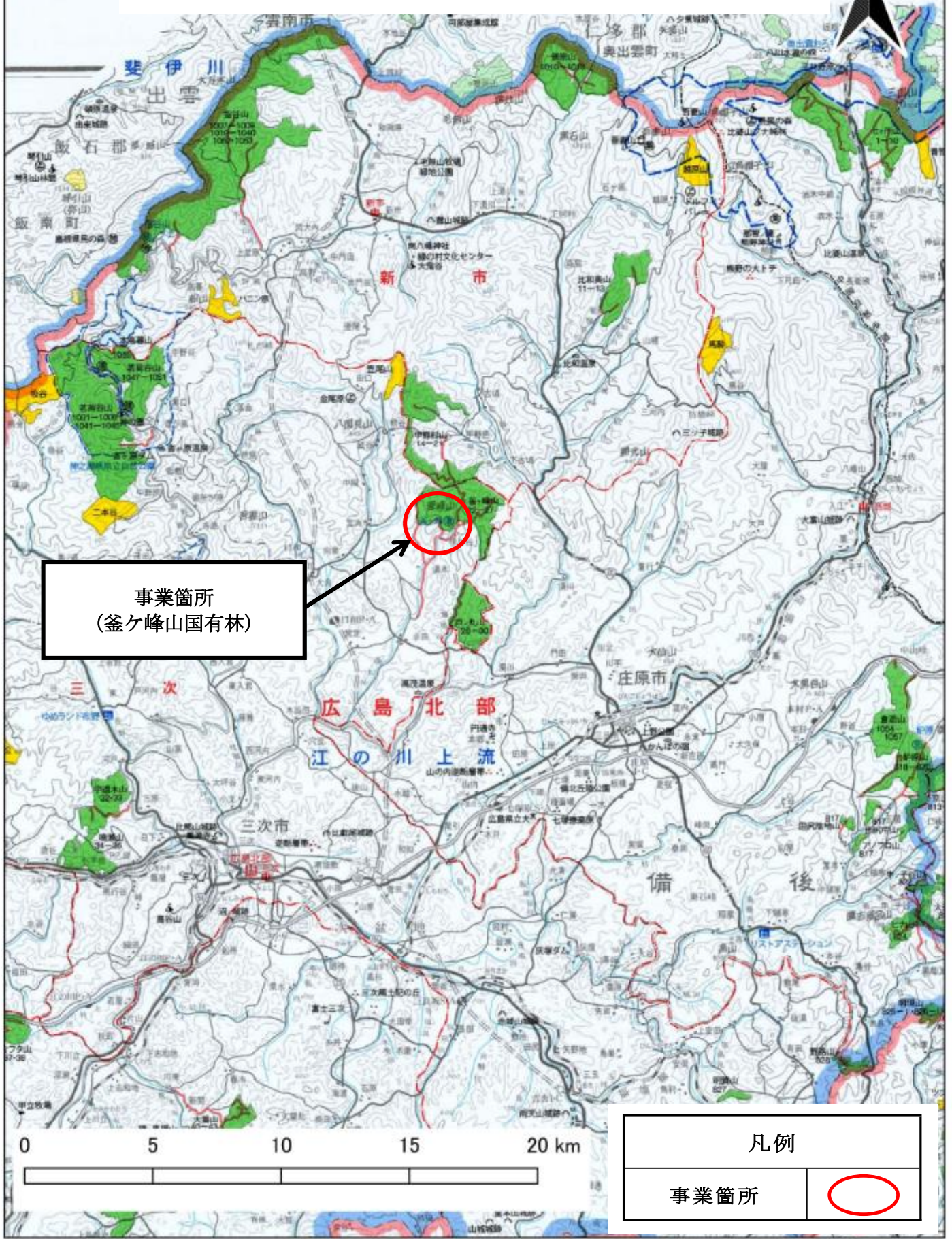
なお、資材の購入納品書（写）を監督職員に提出すること。



# 保護林整備・保全対策事業位置図

1/200,000

N



事業箇所  
(釜ヶ峰山国有林)

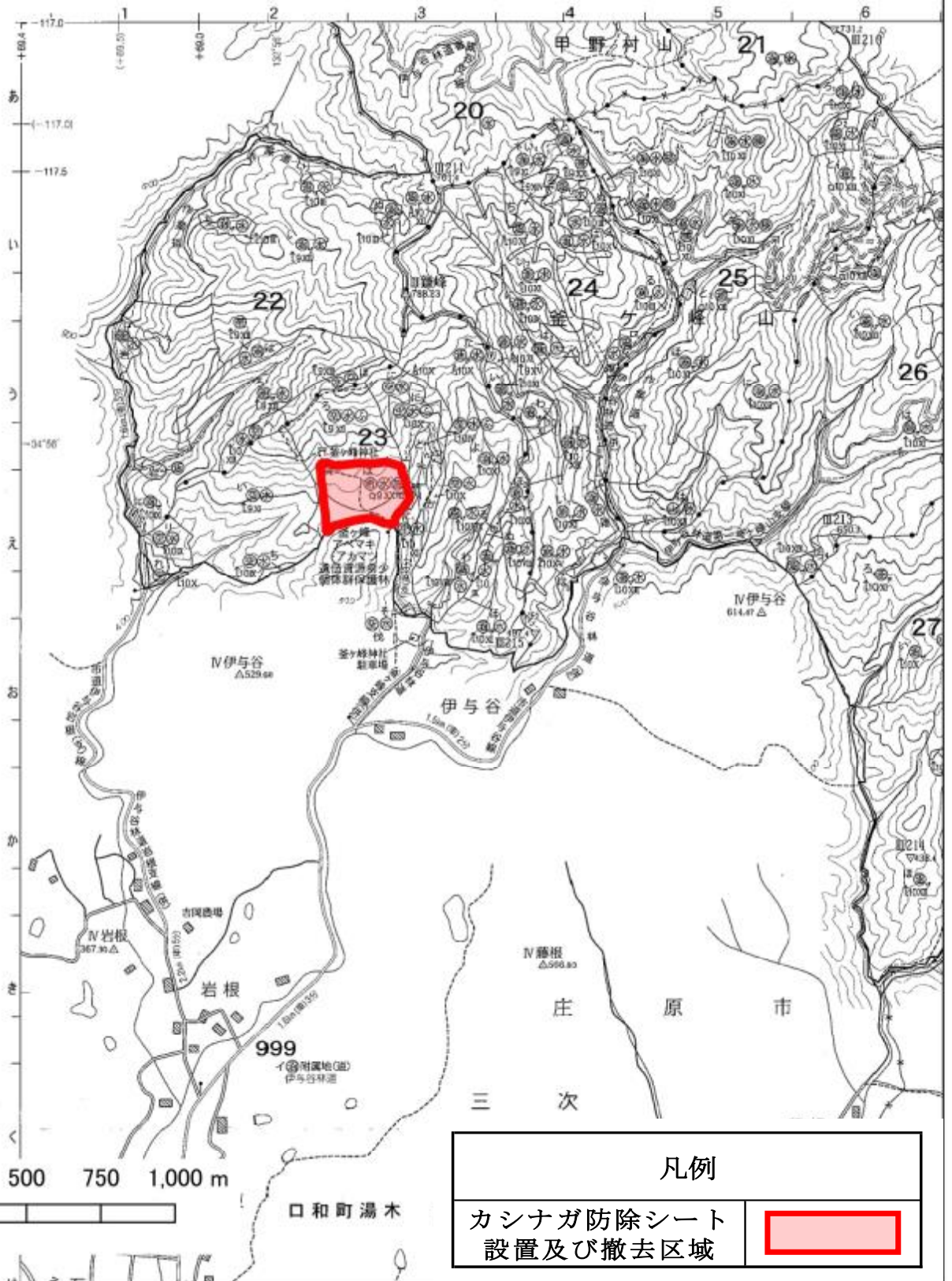
凡例	
事業箇所	



# 保護林整備・保全対策事業位置図

釜ヶ峰山国有林23は林小班

1/20,000

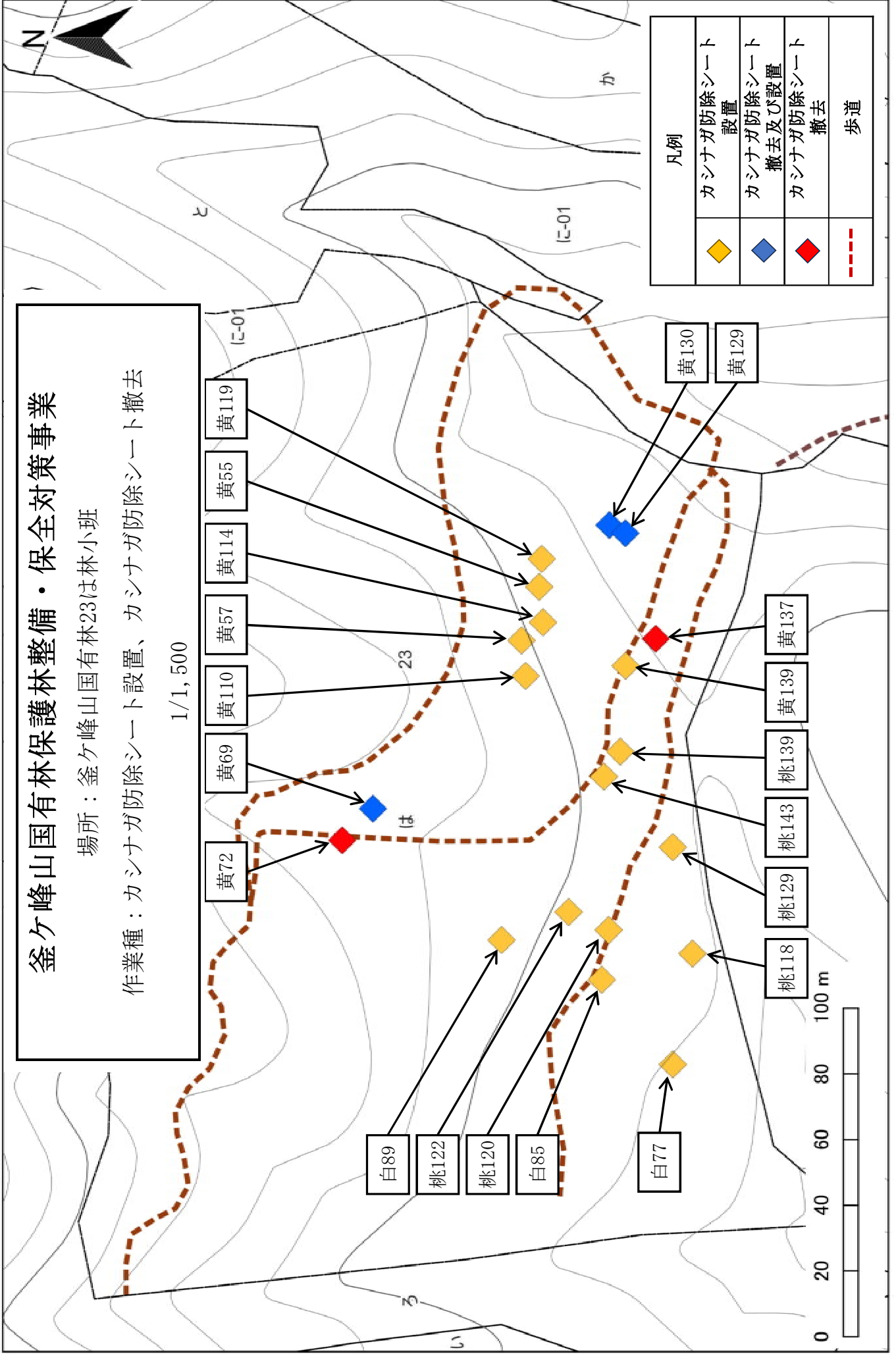


# 釜ヶ峰山国有林保護林整備・保全対策事業

場所：釜ヶ峰山国有林23は林小班

作業種：カシナガ防除シート設置、カシナガ防除シート撤去

1/1,500



凡例	
◆ (Yellow)	カシナガ防除シート設置
◆ (Blue)	カシナガ防除シート撤去及び設置
◆ (Red)	カシナガ防除シート撤去
---	歩道



(別紙) 契約情報の公表様式  
請負事業の契約情報

事業名 : 釜ヶ峰山国有林保護林整備・保全対策事業

広島北部森林管理署

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜・植生等	間伐量	作業手段	作業方法	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤地点
カシナガ防除シート設置	三次	釜ヶ峰山	23 は	18本	契約締結日の翌日から令和7年5月30日まで	-	-	人力	-	14.6	33	庄原市口和支所
計				18本								
カシナガ防除シート撤去	三次	釜ヶ峰山	23 は	5本	契約締結日の翌日から令和7年5月30日まで	-	-	人力	-	14.6	33	庄原市口和支所
計				5本								